

# P. T. A. 規約

大阪狭山市立西小学校 P. T. A.

## 第1章 総則

第1条 本会は、大阪狭山市立西小学校P. T. A. と称し、事務所を同校内に置く。

第2条 本会の目的は、会員が相互協力して、学校と家庭と社会との関係を緊密にし、おのこの向上を図り、環境を整備して児童の福祉を増進することにある。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、教育を本旨とする民主的団体として活動し他の営利的、宗教的、政治的団体の支配干渉を受けることなく、また、学校管理や人事に干渉しない。

## 第2章 会員

第4条 本会の会員は、学校に在籍する児童の両親、保護者、並びに学校に勤務する職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第3章 会計

第5条 本会の経費は、会費・事業収入・及び篤志家の自発的な寄付で支弁する。会費は一家庭につき月額 200円とする。就学援助の場合でも免除としない。会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第4章 役員

第6条 本会に役員（会長1名・副会長2名・書記1名・会計1名）及び会計監査委員2名を置く。役員及び会計監査委員は総会で選出する。任期は1年とするが、再選は妨げない。選挙に関する細則は別に定める。

## 第5章 役員及び会計監査委員の任務

第7条 役員及び会計監査委員の任務は下記のとおりである。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総理する。総会・実行委員会の議長を指名する。前年度の副会長が担い、次年度は会計監査を担う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代理する。2名の内1名が次年度の会長を担う。
- (3) 書記は総会・実行委員会の議事を正確に記録し、各種会合の事務を処理する。
- (4) 会計は本会に関する金銭上の収支を正確に記録し、総会で決算報告をする。次年度の会計監査を担う。
- (5) 会計監査委員はその年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

## 第6章 総会

第8条 本会の総会は下記のとおりとする。

- (1) 本会の総会は、会員をもって構成する最高機関である。
- (2) 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。
- (3) 通常総会は春一回とし会長が召集する。

- (4) 臨時総会は次の場合に会長が招集する。
- 1) 会長が必要と認めたとき。
  - 2) 実行委員会が必要と決議したとき。
  - 3) 5分の1以上の会員より、書面にて議事内容を明示した召集請求があったとき。
- (5) 総会の決議事項は下記のとおりとする。
- 1) 規約の変更
  - 2) 事業報告、及びの決算報告の承認
  - 3) 役員を選任、及び解任
  - 4) 事業計画、及び収支予算の決定並びに変更
  - 5) その他特に重要な事項
- (6) 総会は全会員の5分の1以上の出席で成立し、議事は、本規約の定めるもののほか、出席会員の過半数を持って議決する。会員がやむを得ず出席できない時は、あらかじめ通知した事項について、本会会員を代理人として表決を委任することができる。

## 第7章 実行委員会

第9条 本会の実行委員会は下記のとおりとする。

- (1) 実行委員会は本部役員・各委員会委員長・地区委員班長・校長・教頭・職員代表をもって構成する。尚、会計監査(2名)は会長から要請があった場合、実行委員会に出席するものとする。
- (2) 必要な時に開催とし、会長が招集する。また、会長または委員の半数以上が必要と認めたときは、臨時会議を開くことができる。
- (3) 実行委員会の任務は下記のとおりとする。
  - 1) 各委員会によって立案された事業計画の審議検討
  - 2) 総会に提出する議案及び報告書の作成
  - 3) 全会員より委任された事務の処理
  - 4) その他緊急を要する事項
- (4) 実行委員会は、委員の2分の1の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって議決する。

## 第8章 委員会

第10条 本会の委員会は下記のとおりとする。

- (1) 委員会は、選出された会員で構成し、各正副委員長・地区班長は各委員会で互選し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 委員会は委員長が招集し随時開かれる。
- (3) 本会の目的を達成するため下記の委員会を設ける。各委員会の任務及び委員の数は下記のとおりである。
  - 1) 地区委員会(班長若干名・委員若干名)  
各地区の会員相互の連携・親睦・研修等の計画を立て、その実践に努める。また、学校と緊密な連絡をとって、校外における児童の健全な生活の指導と安全確保に協力する。各地区で緊急の連絡事項が生じた場合、学校に連絡すること。また、児童の校外生活の指導に協力して、非行防止・余暇の善導に努める。
  - 2) 学級委員会(委員長1名・副委員長1名・委員若干名)  
教師と家庭との連絡ならびに連携に努力し、学校の環境整備充実に努める。

## 第9章 顧問

第11条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に答える。任期は会長の在任中とする。

## 第10章 改正

第12条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

- (1) 本会の運営に必要な細則は別に定めることができる。
- (2) この規約は昭和23年4月1日より施行する。
- (3) この規約は2019年4月19日より改正施行する。(実行委員会・委員会改正)
- (4) この規約は2020年4月19日より改正施行する。(実行委員会・委員会改正)
- (5) この規約は2021年4月23日より改正施行する。(実行委員会・委員会改正)
- (6) この規約は2023年4月 日より改正施行する。(実行委員会・委員会改正)

## 第11章 選挙細則

第13条 規約第6条の規定により、役員及び会計監査委員の選挙に関する細則は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び会計監査委員の選挙を行うときは、候補者指名委員会を設ける。
- (2) 指名委員会は次の者で構成する。
  - 1) 現役員及び校長・教頭
  - 2) 各地区・各学級を勘案し、実行委員会で推薦された者、若干名
  - 3) 教員中より互選されたもの2名
- (3) 指名委員会は候補者若干名を指名する。ただし、候補者の承認を要する。
- (4) 会員は誰でも立候補できるが、その場合は選挙の3日前までに、氏名と役職を書面で指名委員会に届け出る必要がある。
- (5) 選挙は指名委員が選挙事務の一切を行い、選出は無記名投票多数決による。
- (6) 指名委員会が候補者を指名した後、会員中より立候補者がいない場合は無投票当選とする。
- (7) この細則は総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。ただし、事前に知らせておく必要がある。

## 第12章 個人情報の取り扱い

第14条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理等については、別途定める個人情報取扱に関する細則に基づき適正に運用するものとする。